

19世紀朝鮮における屠漢・白丁集団の役と組織

山内民博

はじめに

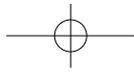
屠漢とは牛・狗などの屠畜を生業とした者の呼称で、18世紀にはいると史料にみえはじめ(1)。戸籍上では19世紀末まであらわれないが、1896年(建陽元)以降の戸籍(新式戸籍)になると一般戸口とは別途に戸主の職業が「屠漢」である戸のみを集めた屠漢籍が作成された(2)。屠漢は白丁とよばれることもあったが、この白丁という名称は高麗にさかのぼり、15世紀には狩猟や柳器の製造にたずさわる禾尺(水尺)を指しておもに用いられるようになった(3)。白丁は皮匠・柳器匠という工匠役を担うことがあり、17世紀後半以降の戸籍では、皮匠・柳器匠は登載されても白丁という名称はほぼみられない。ただし、戸籍以外の史料においては19世紀にはいっても白丁は登場しており、屠漢のほか、皮漢・皮工といった呼称をもつ集団と重なるものとみられる。かれらはまた「屠肆鼓刀之賤類」などとよばれて(4)、賤視される存在でもあった。

朝鮮時代後期の屠漢・白丁および皮匠・柳器匠については、近年戸籍を利用した研究が進んでいるが(5)、かれらがどのような役を負担していたのか、また、かれらの社会的結合がどのようなものであったのかについては、ほとんど解明されていないといつてよい。そこで、小論では19世紀の刑獄や請願・訴訟の記録を中心に屠漢・白丁の公的負担および社会的結合の具体相をさぐってみたいと思う。

I 忠清道公州牧の白丁順已致死事件

1877年(高宗14)、丁丑11月19日、忠清道公州牧の甘城市という場市(市場)の酒店で物貨商金坤五の烟竹(キセル)が白丁順已の鼻を突き、その後順已が死亡するという事件がおきた。この事件については『公州牧獄事査案』という記録が残っており(6)、被害者は「白丁順已」と記されるほか、「屠漢順已」とも「皮漢順已」ともよばれている。まず、本査案によって19世紀の屠漢・白丁の生業の一端をみとめることにしよう。

事件の概要はつぎのようなものである。白丁順已と物貨商金坤五とは旧知の仲であり、甘城市での市の後に二人で酒店にたちよった。金坤五の供述では、その酒店でかれが戯れに烟竹で順已を打とうとしたところ、偶然に鼻の穴にささったという。順已は鼻を突かれた時点では症状は重くなく、金坤五とともに10里ほど離れた翰林亭の宿に向かい、そこに宿泊した。しかし、夜半から体調が悪化し、21日には連絡を受けた順已の妻白丁女允仁と順已の母も到



山内「19世紀朝鮮における屠漢・白丁集団の役と組織」

着して看病したが、同日夕刻すぎ順已は死亡したというのが、死に至る経緯である。その後、妻允仁が金坤五を告発し、検官・査官による取り調べがおこなわれ、査官となった木川県監の報告がこの『公州牧獄事査案』である⁽⁷⁾。

順已について妻白丁女允壬はつぎのように述べている。

発告屍親白丁女允壬、年 33……申し上げますに、私の夫順已は甘城市屠漢として、去る月 19 日に市に行くため出かけました⁽⁸⁾。

順已は公州にあった甘城市の屠漢だったのである。その屠漢がどのような活動をしていたのか、順已の甥で、当日同行していた白丁万斤はつぎのように語っている。

屍親白丁万斤、年 24……申し上げますに、私は叔父順已とともに屠販によって資生しております。先月 19 日は甘城市に屠牛のために出向き、終日市で仕事をしており……⁽⁹⁾

すなわち、順已と万斤とは屠販、すなわち屠牛に従事し、その肉などを売ることを生業としていた。事件のおきた 11 月 19 日も二人は甘城市に屠牛のために出向いていたのである⁽¹⁰⁾。朝鮮時代後期、地方において屠牛・屠販をおこなう場を庖厨（庖肆）といい、しばしば庖厨は場市にあった⁽¹¹⁾。甘城市もそうした庖厨のある場市のひとつだったのであろう。

また、順已と金坤五が事件当日の 19 日に宿泊した宿の主人は、証言において順已のことを「屠漢順已」とも「皮漢順已」ともよんでいる⁽¹²⁾。

看証看人金応西、年 48……申し上げますに、私、翰林亭にあつて売酒売食しております。甘城市とは 10 里の距離にあり、市日になると多くの商旅が来宿いたします。そういうわけで物貨商金坤五と屠漢順已も市のたびに来往しておりましたが、先月 19 日……初更の時になって皮漢順已と金坤五がいっしょにやってまいりました⁽¹³⁾。

皮漢という呼称は屠漢よりもあたらしく、19 世紀後半にならないと用例をみいだせないが、屠漢・白丁に通じる名称であったとみてよい。

さらに、この皮漢という称は皮匠につながる。つぎの史料は 1886 年（高宗 23）丙戌、忠清道の監當（観察使當、在公州）が接受した請願のひとつである⁽¹⁴⁾。

一、皮漢ト金が呈するに、私、皮匠として挙行しておりますが、公用が莫大で応役がむずかしく、よろしくお取りはからいだけますよう。

題、果して訴えのとおりであれば、実に憐れむべきである。公平に詳査して給すように



せよ。該監⁽¹⁵⁾

請願の内容を要約した記録なので詳しい事情はわからないが、卜金という名の皮漢が皮匠としての負担が重すぎるため何らかの処置を求めたものと解される。ここには皮漢が皮匠という工匠役を担うという関係をよみとることができる。

それでは、その皮匠の役とはどのようなものだったのであろうか。つぎに、その点について賦役関係史料からさぐってみることにしよう。

II 皮匠および屠漢・白丁・皮漢の役

皮匠にせよ、屠漢・白丁・皮漢、あるいはほかの工匠にせよ、その公的負担の具体的な内容がわかる史料は数少ない。そのなかで、18世紀末葉にまとめられた『賦役実総』には皮匠の納入品が判明する例が含まれている⁽¹⁶⁾。『賦役実総』は、田税・大同などの地税負担、軍役銭・布をはじめとする身役負担、そして徭役・戸役として課される各種物品など、さまざまな公的負担を邑（道の下に置かれた牧・都護府・郡・県などの総称）ごとに整理した記録で、一部の邑の記載に官衙への物品納入者として皮匠が登場するのである。

黄海道鳳山郡：皮匠7名、每名狗皮12枚ずつ、合84枚⁽¹⁷⁾。

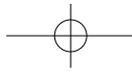
この黄海道鳳山郡の例では、狗皮を7名の皮匠に、ひとりあたり12枚、合計84枚課している。黄海道松禾県では、唐鞋・鼻鞋といった皮鞋、すなわち皮製のくつを皮匠に納入させていた⁽¹⁸⁾。また、慶尚道義城県では、つぎのように狗皮のほか、黍皮（貂皮）・鹿皮・獐皮（ノロの皮）・馬皮といった皮物、さらに行担と柳箆も皮匠に納めさせている。

行担12部・柳箆6部・黍皮5令・狗皮48令・鹿皮6令・獐皮6令・馬皮2令、以上皮匠に給価捧用させる⁽¹⁹⁾。

行担・柳箆とはいずれも柳器（柳細工）である。柳器は柳器匠を納入者とすることが多いのであるが、義城以外に慶尚道咸昌県でも皮匠が柳箆を鼻鞋とともに納めている⁽²⁰⁾。

19世紀になると、「事例」と称される官衙の統治業務にかかわる各種規例が残っているが、その「事例」中にみえる皮匠の納入品も皮物を主としつつ、ときに柳器もあらわれる⁽²¹⁾。皮匠の柳器納入は、この時期でも少なくとも皮匠の一部は、柳器製作・狩猟を生業とした朝鮮前期の禾尺・白丁の系譜を引いていることを示すものであろう⁽²²⁾。

くわえて屠漢が、皮匠役ではなく、柳器匠役を担うという地域もあった。



山内「19世紀朝鮮における屠漢・白丁集団の役と組織」

- 一、古里 72 部を柳器匠が春と秋に分納する。
- 一、柳器匠は屠漢のなかから差出し、春と秋に納める古里 36 部の代銭 7 両 2 匁を官納する。
- 一、官用狗皮は黄狗皮 1 枚あたり 1 匁、雑狗皮 1 枚あたり 5 分（の価格）で、柳器匠に責納させる⁽²³⁾。

19 世紀末葉の全羅道金堤郡の「事例」である。まず、古里（柳行李）72 部を春秋 2 回に分けて柳器匠に納めさせるとあるが、その柳器匠は屠漢の中から選任し、春秋それぞれ 36 部の古里を、現物ではなく代銭（7 両 2 匁）により官納させることになっていた。さらにそれとは別に、官用の狗皮は柳器匠に公定価を支給して責納させるという内容である。金堤では柳器匠が屠漢のなかから任じられ、柳器代銭と狗皮を納めていたのである。屠漢と柳器との間に一定の関係があると認識されていたことは間違いあるまい。ただし、屠漢が柳器を現物ではなく代銭で納めている点からみると、この時点では金堤の屠漢は柳器製作を生業としていたわけではなく、そのため代銭納の形態をとっていたものと考えられる。

なお、義城の例では皮物や柳器を皮匠に「給価捧用」させ、金堤では狗皮を対価を支給して責納させていた。給価納入は「無価」での税納・備納や銭納と並んで 19 世紀にかけての工匠・匠人の主要な負担の形態であった⁽²⁴⁾。

地域により状況はさまざまではあるが、以上のように、皮匠は狗皮・馬皮などの皮物や皮鞋のほか、柳器を納入する役を負っており、その皮匠役、あるいは柳器を負担する柳器匠役は、白丁とも称された屠漢や皮漢が担うということがあった。納入は現物を無価で納める形態のほか、本価・代価を受けて納めることもあり、また現物ではなく代銭を納める銭納形態も一部に存在していたのである。

かれらの役の位置づけについて、別な角度からみてみよう。1872（高宗 9）年以降には、いわゆる戸布法による役負担の変革が本格化していく。19 世紀には各種軍役・良役は多くが銭納化していたが、士族層には原則として課されていなかった。戸布法は、士族層を含めて戸布（戸布銭）を課し、従来の軍役・良役負担の平準化を図ったものである。戸布施行の具体的様相のわかる慶尚道榮川郡の場合、何種かの特定の戸をのぞいて各戸に戸布銭が課された。その戸布銭負担の対象外とされた戸（「雑頭戸」）のなかに、つぎのように「才白丁」があげられている⁽²⁵⁾。

戸布排定式例

庚午式元戸二千六百八十六戸内

一百三十二戸 両駅走卒

三十八戸 各洞才白丁

十戸 各洞砲手



十戸	各面主人
三戸	冊匠
二戸	熟手
一戸	薬直
二十一戸	各洞忠翊衛
八戸	新芳洞轡軍
二戸	両山烽燧直
合雑頓戸二百二十七戸	
实在戸二千四百五十九戸	

「雑頓戸」としては、駆走卒・砲手・面主人のように銭納化していない、実際の業務のある役や官属が主となっている⁽²⁶⁾。そのような戸とともに「才白丁」が並んでいるのであるが、「才白丁」は朝鮮前期にさかのぼる呼称で、才人と白丁のことだとみてよい⁽²⁷⁾。19世紀末の忠清道保寧県の邑事例では、戸布賦課の対象外として、別砲戸・校生戸・駅人戸・烽監戸などとともに、才人戸と白丁戸が区別されてあげられている⁽²⁸⁾。おそらくこうした白丁戸はここまでみてきたような皮物などの役を負っており、そのため戸布銭を課されなかったのであろう。19世紀末に至るまで屠漢・白丁ないし皮匠は、かれら独自の負担を負う存在として把握されていたのである。

屠漢・白丁の負担として、もう一点言及すべきは屠牛にともなう問題である。以上みてきた皮匠・屠漢・白丁の役には狗皮や馬皮はあっても牛皮はない。これは、朝鮮時代、原則として屠牛が禁止されていたためと考えられる。しかしながら、別稿において検討したように、18世紀以降には地方官衙が庖厨（官庖）を設置して官用牛皮・牛肉などを調達することが常態化していた⁽²⁹⁾。19世紀後半には官衙の下部機構の所要経費を補うため庖厨を付属させ、庖厨に所定の額の貴銭を納めさせるという例もみられた（補弊庖厨）⁽³⁰⁾。庖厨の側からいえば、官庖や補弊庖厨となることによって元来禁じられていた屠牛・屠販にあたるのが可能だったのであり、その対価として牛皮・牛肉・銭文を納入していたということになる。ただし、これらは皮匠・屠漢・白丁としての匠役というよりも、庖厨としての業務ないし負担とみるべきであろう。

Ⅲ 屠漢・白丁の役負担の具体相

それでは、こうした役を屠漢・白丁はどのように負担していたのか、ふたたび刑獄史料からその具体相をみてみよう。

公州の白丁順巳の事件の5年前、慶尚道永川郡では屠漢・白丁集団のなかで公的負担をめぐる争いから死者がでた。『慶尚監營啓録』に収められている慶尚道永川郡の時囚罪人（未

決囚)「白丁正大」に関する報告から事件の概要を整理するなら、つぎのとおりである⁽³¹⁾。

壬申年(1872年、高宗9年)2月6日、慶尚道永川郡の内東面道莊洞に住む白丁正大は、かれの甥にあたる先祿らを同道して同じ面の校村洞におもむくと、白丁末宗を呼び出して営納馬皮代錢加納分の納入を督促した。しかし、末宗は納入を拒むとともに、官納狗皮特減分の処置についても正大に抗議し、口論となった。正大らを告発した末宗遺族の主張は、正大らが末宗をなぐり、そのため2月8日に末宗は死亡したというものであり、それにたいし正大は誣告であると殴打を否認した。取り調べにあたった検官は初検・覆検ともに実因(死因)を被打致死と認定し、正大を正犯(主犯)としたが、審理の責任者である慶尚道觀察使金世鎬は正大が自白していないため、さらにかれに嚴刑(嚴杖・刑杖)をくわえて取り調べるよう指示している。

被害者、被告のどちらも白丁と記されているが、覆検官となった慶山県令李憲昭は「この獄は、死者と犯人ともに屠漢であり、隣保・証佐もみなその同類である」と述べている⁽³²⁾。かれらも公州の屠漢・白丁と同じように、白丁とよばれ、また屠漢であったのである。

さて、両者の口論の原因となったのは、営納する馬皮代錢加納分の納入と、官納狗皮特減分の処置をめぐる問題であった。死亡した末宗の妻と息子は、それについてつぎのように証言している。

発告屍親白丁女月切、年40の証言にはつぎのようにあった。正大は営納収捧該匠として規定外に馬皮代錢を追加配定(科外加排)し、且つ官納狗皮のうち官から特減された分についても、旧来どおり配定しました。そのため私の夫がこのことを詰責いたしました。……⁽³³⁾

発告屍親白丁春億、年23の証言にはつぎのようにあった。私ども官納狗皮中、70張を官から特減されましたが、正大はかれの納める分を全減して、私どもの納める狗皮を均しく減らそうとはしませんでした。そこで私の父がこのことを責めました。……⁽³⁴⁾

すなわち、末宗遺族の主張では、営納収捧該匠である正大が営納馬皮代錢を追加配定(科外加排)するとともに、官納狗皮が特減されたにもかかわらず特減分を割当から減らさず旧来どおり納めさせたというのである。

まず、営納馬皮代錢加納分について検討しよう。妻月切の証言には正大が「営納収捧該匠」として「馬皮代錢」を「科外加排」したと記されている。「営納」とあるので、最終的な納入先は慶尚道の監營(道の長官である觀察使の營)、あるいは兵營などの軍營である。正大を「収捧該匠」、すなわち徴収納入担当の匠人として馬皮が課され、現物納の代わりに錢納されていたということになる。この営納馬皮代錢の科外(規定外)加排が問題となったのであるが、それについて正大と、叔父正大に同行した先祿は以下のように述べている。

正犯白丁正大、年 59 の証言にはつぎのようにあった。私どもは営納馬皮代銭春等条 7 両 5 匁はすでに該掌に納めておりましたが、その後該掌が、今年は 2 両を営門に加納するというので責納し、(その分を) 配定徴収するため、今月初 6 日に末宗の家に往き督納しましたところ……⁽³⁵⁾

干犯白丁先禄、年 21 の証言にはつぎのようにあった。私の叔父正大は今年、営納収納該匠を担当しており、営納馬皮代銭春等分の 7 両 5 匁は例によって納めました。今年は該所の指示により 2 両銭を加数責納せねばならず、そこで私の叔父は 2 両銭を替納したうえで、それを各人に分排するため、今月初 6 日の夕、末宗のもとに往き言うには……⁽³⁶⁾

営納収納該匠であった正大はすでに営納馬皮代銭春等条 7 両 5 匁を納入していたが、それにくわえて 2 両を加納することを該掌から命じられたという。春等条とあるので秋等条もあって、年間 15 両が例規だったのであろう。この時期、負担の春秋分納は広くおこなわれていた。正大はそこで加納分 2 両を先に自身で納めた上、その 2 両分を末宗らほかの永川の屠漢から徴収しようとしたのである。

他地域の例からみると、営納には、監営などの営が直接に匠人から物品を徴収する形態と、営から各邑に営納物品を割りあてる形態とがあった。たとえば、19 世紀後半、全羅道の監営では営下の柳器匠に柳器を無価税納(物品の対価なしに税として納入)させていた⁽³⁷⁾。後者の例は多いが、先にみた『賦役実総』によれば、多くの邑に「監営上納秩」があって、そこに記載された物品は邑の責任で調達し道の監営に上納していた⁽³⁸⁾。『賦役実総』の時点で永川郡に課された営納馬皮はないが、19 世紀後半までに監営などいずれかの営から代銭納の形で馬皮が永川郡に割りあてられ、それを永川官衙が郡内の屠漢・白丁に賦課していたということなのであろう。

つぎに「官納狗皮」であるが、官納とあるので納入先は永川官衙となる。官納狗皮中 70 張が何らかの理由で特減されたという記述からみて、70 張ないしそれ以上の狗皮を納めていたのであろう。銭納に関する言及はなく、狗皮については現物で納入していたとみてよい。また、末宗妻子の「正大は……官納狗皮のうち官から特減された分についても、旧来どおり配定しました」、「正大はかれの納める分を全減して、私どもの納める狗皮は均しく減らそうともしませんでした」という主張からは、官納狗皮についても正大が納入責任者であり、永川の屠漢・白丁たちに官納狗皮を割りあてる権限をもっていたと考えられる。

以上のように永川の屠漢・白丁は馬皮を代銭で、狗皮を現物で納入する役を負っていたのであり、正大が担っていた「営納収納該匠」という名称から推せば、皮物納入は永川の屠漢・白丁に課された匠人(工匠)役であったと考えてよからう。そして、その匠役は個々の白丁から官衙が個別に徴収するわけではなく、白丁の納入責任者がほかの白丁から徴収し、まとめて納めるという形をとっていたのである。「饑居多党」とも形容されている正大は永

川の屠漢・白丁のなかでは有力な者だったようで⁽³⁹⁾、だからこそ納入責任者とされたと推測される。

白丁に納入責任者がいる例は他地域でも確認できる。たとえば、全羅道沃溝県の19世紀末の事例には「生狗1首を時価により、猪肉1斤を価1匁5分で、白丁等牌に買納させる」とある⁽⁴⁰⁾。等牌とは監督者の意味で、ここでは白丁の納入責任者を指しているものと考えられる。買納とは代価を支給されて納める形態をさす。沃溝県では白丁等牌が生狗・猪肉を買納する責任を負っていたのであり、それは永川の白丁正大が担っていた「営納収納該匠」と似た役務なのであろう。こうした地方官衙による非個別的な、責任者をつうじた役賦課は屠漢・白丁の一定の組織化をもたらしていた、あるいはかれらが組織化されていることを前提としていたものと思われる。

それでは最後に、このような屠漢・白丁の組織、結合のありかたをさぐってみることにしたい。

IV 屠漢・白丁集団の社会的結合の様相

ふたたび忠清道公州の例に戻る。『公州牧獄事査案』に被害者として登場する白丁順巳は公州牧南部面皮村が居住地であった⁽⁴¹⁾。公州の皮村の名は、早くは1789年（正祖13）己酉式の戸口数を載せる『戸口総数』にみえる。戸口数まではわからないものの、公州の南部面に皮村里の記載がある。下つては1896年（建陽元）1月の編である『公州郡府下各洞五家作統』にも皮村が登場する。『公州郡府下各洞五家作統』は27冊が残る建陽元年公州郡統記中の一冊で⁽⁴²⁾、この年9月に戸口調査規則・戸口調査細則が制定・施行され新式戸籍が作成されはじめの直前につくられたものである。統記とは一統五戸に編成された各戸の情報を簡略に記したもので、戸籍そのものではない。『公州郡府下各洞五家作統』は従来のとおり洞里（村）ごとに五戸を一統に編成し、戸内各口の姓名・年齢・本貫などを記している。皮村はこの統記に収載された九洞里のうちのひとつとしてあらわれる。表紙に墨書された「公州郡府下各洞五家作統」という題のうち「公州郡」という表記は甲午改革のなかで従来の公州牧を変更したものであるが、つぎの「府下」とは公州の官衙がおかれた邑治地域を指す通称であり、従来の面では南部面と北部面の一部にあたる。『公州郡府下各洞五家作統』所載の皮村はそれまでの南部面皮村と同じ村を指していると考えられる。すなわち、公州の皮村は短くとも18世紀末葉から100年ほど邑治地域、南部面に存在していたのである。

この『公州郡府下各洞五家作統』の皮村には5統25戸に66人（男36人、女30人）が載せられている。25戸のうち男性戸主21人はすべて「屠人」、残る女性戸主4人は「寡」である。屠人戸の例をあげておこう。

第一統第一戸屠人A永玉、年四十、本慶州

妻B氏、年四十、本定州

子老即、年九

(姓をアルファベットに置きかえた)

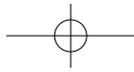
「屠人」という表記は甲午改革以前の戸籍にはみえない。甲午改革による身分的役制廃止を受け、従来の皮匠あるいは柳器匠といった職役名にかえて生業・職業名を載せたものであろう。屠漢につじる呼称であり、実際、1896年以降の各地の新式戸籍資料では屠漢という職業名が用いられるようになる。屠人戸主が多くを占めているということは、この公州の皮村が、甘城市屠漢であった順巳のような屠牛・屠販を生業とする人々の集住する村であったことを示している。

永川郡の屠漢・白丁の居住地をみると、正犯とされた白丁正大は内東面道莊洞に住み、被害者の白丁末宗は内東面の校村洞が居所であった。内東面は内西面とともに永川の邑治を含む地域にあたる。校村という地名は郷校付近の洞里にしばしばみられる名であり、道莊洞にしてもとくに白丁・屠漢と結びつくものではない。実際、証人として史料に登場する道莊洞任は閑良具三漢、校村洞任は良人趙八トと名のっており、道莊洞や校村洞が白丁の集住集落だったわけではない。ただし、この校村洞任は「今月初8日に白丁村から騒がしい声が聞こえてきた」と述べており⁽⁴³⁾、校村洞のなかに白丁家屋が集まっている場所があつて、そこは白丁村ともよばれていたようである。

こうした集住する屠漢・白丁集団の結合の様相に関して、『公州牧獄事査案』は屠漢・白丁たちの興味深い動向を伝える。順巳の鼻を突いた金坤五は翰林亭の宿で看護にあたっていたが、11月21日、順巳が息をひきとる前に公州の邑内に薬を求めにおもむいた。翌22日、翰林亭に戻る途中、父が死んだという知らせを受けて翰林亭に向かう順巳の息子万春と合流し、さらに順巳の遺体を運ぶ屍輿につきそい翰林亭から公州に戻る順巳の妻允仁らと出会った。それからまもなく、金坤五の証言によるとつぎのようなできごとがあつた。

(金坤五、万春、順巳妻・母らが)ともにしばらく行くと、皮漢金得が徒党数十名を率いてやってきて、私(金坤五)を縛りあげようとなりました。万春母子がとりなすと、金得は杖で万春を打ち、「父を殺した仇に汝が復讐しないのならば、吾が汝を打ち殺してやろう」と申しました。そこで万春が私を縛るよう求めると、諸白丁は一斉に私を緊縛し、屍体のところに曳き入れ、無数に私を乱打し、ほとんど死境に至りました。(このことを聞いた)私の妻が右営に訴え、右営では校率を派遣して(白丁たちの行為を)やめさせたので、私は今日まで命を保つことができました⁽⁴⁴⁾。

徒党数十名を率いてきた皮漢金得は、順巳の死を金坤五によるものとみなし、かれを捕ら



山内「19世紀朝鮮における屠漢・白丁集団の役と組織」

え私刑を加えている。順巳の妻子は、この時点では金坤五に責任があるとは考えていなかったようにもみえるが、皮漢金得は順巳の息子万春に復讐を強要し、金坤五を縛りあげ乱打したのである。

皮漢金得らは前後の記述から判断して、順巳と同じ公州皮村の屠漢・白丁（皮漢）であろう。金得はこの集団のリーダーとしてふるまっており、何らか集団内の組織的地位にあったのかもしれない。いずれにせよ、公州の屠漢・白丁たちは集団的紐帯で結ばれ、仲間の屠漢に加えられた（とみなした）危害に共同で対処していたのである。

おわりに

小論では、19世紀朝鮮の屠漢・白丁集団がどのような役を担い、またどのように互いに結びついていたのか、若干の検討をおこなった。

屠漢・白丁はその生業とかかわって皮物や柳器を官衙に納入する役を負っていた。多くの場合、それは皮匠あるいは柳器匠としての役を担うという形をとり、匠役として無価、すなわち対価なく現物で納める例もあれば、現物の代わりに銭納する形態もあった。あるいは所定の対価をえて現物を納入することもみられた。

朝鮮時代の工匠役は、当初、一定期間官衙に立役する官匠立役制が主流であったが、後期になると納布・納銭化が進み、中央官衙が必要とする手工業品は貢物主人（貢人）に代価を支給して調達納入させる方式、ないし官営手工業場専属の官匠による生産方式が広まっていたとされる⁽⁴⁵⁾。また、地方官衙でも立役ではなく匠役・匠税として物品を納入する形態、さらには工匠役の納布化や私工匠の賃用、あるいは給価納入方式がみられるようになった。屠漢・白丁（皮匠・柳器匠）の役負担も、こうした工匠役変化の流れのなかにあったと思われる。ただし、19世紀末に至るまで屠漢・白丁は、生業と何らか関連したかれら独自の負担を担う存在として把握されており、戸布銭賦課の対象でもなかった。戸布銭に象徴される諸職役負担一元化傾向の例外として扱われていたようである。

また、屠漢・白丁の役負担は、19世紀では個別の屠漢・白丁に直接賦課されるわけではなく、当該地域の屠漢・白丁のひとりが納入責任者となり、ほかの屠漢・白丁から徴収する形がとられていた。それは、かれらが一定程度組織化されていることを前提とし、同時にかれらの組織化をうながす機能をもっていたと考えられる。そしてまた、屠漢・白丁はしばしば集住しており、かれらの利害にかかわって強い集団的紐帯を示すこともあった。

前稿では、戸籍上の皮匠・柳器匠の位置が18世紀後半以降変化し、諸工匠と同列な扱いから、ほかの工匠（および諸職役）と明確に区別される存在へと変わっていたことを述べた⁽⁴⁶⁾。小論でみた屠漢・白丁のありかたが、そうした変化とどう関係していたのか、また、甲午改革以降の税制・役制改革のなかでかれらの負担や組織がどう変化していくのか、稿をあらためて検討することにしたい。



注

- (1) 早い用例としては『承政院日記』英祖9年(1733)12月初10日条に屠漢がみえる。
- (2) 屠漢籍については、山内民博「日本所在の朝鮮「屠漢戸籍」について」(『資料学研究』〔新潟大学現代社会文化研究科〕1号、2004年)、李俊九「대한제국기屠漢(白丁)의戸口양상과사회·경제적치지(大韓帝国期屠漢(白丁)の戸口様相と社会・経済的状況)」(『大丘史学』92、2008年)、山内民博「진양·광무기僧籍과屠漢籍의성격(建陽・光武期僧籍と屠漢籍の性格)」(『韓国学研究』〔仁荷大学校韓国学研究所〕29、2013年)などの研究がある。
- (3) 浜中昇「高麗末期・朝鮮初期の禾尺・才人」(『朝鮮文化研究』4、1997年)、李俊九「朝鮮時代白丁의前身楊水尺、才人、禾尺、韃鞮」(『朝鮮史研究』〔韓国・朝鮮史研究会〕9、2000年)。
- (4) 『公州牧獄事査案』初検跋辞。『公州牧獄事査案』については、あらためて後にふれる。
- (5) 前註2の論稿のほか、李俊九「朝鮮後期白丁の存在様相—大邱府西上面路下里白丁部落을 중심으로(朝鮮後期白丁の存在様相—大邱府西上面路下里白丁部落を中心に)」(『大丘史学』53、1997年)、李俊九「朝鮮後期慶尚道丹城地域白丁의存在様相—丹城帳籍을 중심으로(朝鮮後期慶尚道丹城地域白丁の存在様相—丹城帳籍を中心に)」(『朝鮮史研究』7、1998年)、山内民博「19세기慶尚道安義県戸籍大帳에 기재된柳器匠에 대하여(19世紀慶尚道安義県戸籍大帳に記載された柳器匠について)」(『大東文化研究』〔成均館大学校大東文化研究院〕42、2003年)などがある。
- (6) ソウル大学校奎章閣韓国学研究院(以下、奎章閣と略す)蔵。冒頭に「公州牧南部面皮村白丁順已被触於金坤五烟竹之尖第三日致死獄査案」と記されており、収録される査案はこの一件のみである。事件が起こったのは丁丑11月19日であるが、査案で正犯とされた金坤五が1878年(高宗15)の「忠清右道暗行御史李建昌進書啓別單」に「正犯金坤五」としてあらわれるので(『日省録』高宗15年4月14日癸巳)、丁丑年は高宗14年、1877年に比定できる。なお、この事件については、山内民博「屠牛と禁令—19世紀朝鮮における官令をめぐって—」(關尾史郎編『環東アジア地域の歴史と「情報」』泉泉書館、2014年)でも簡単にふれたことがある。
- (7) この時期の朝鮮では殺人・致死事件においては検驗という手続があり、死体の検分・関係者の取り調べがおこなわれた。検驗は通例、初検と覆検の2回であり、地方の場合、初検官は当該邑の守令が、覆検官は近隣の守令が担当した(徐孝教『朝鮮王朝刑事制度의研究』韓国法令編纂会、1968年、395ページ)。この事件では順已が鼻を突かれた後、金坤五とともに10里ほど離れた宿まで歩いていいたため、実因(死因)を被触致死、すなわち烟竹が鼻を突いたことに求めるかどうか、初検官と覆検官の判断がわかれた。そこで、初検・覆検にくわえ三検、さらに査官による調査までおこなわれることになったのである。
- (8) 發告屍親白丁女允壬、年三十三……白等、矣夫順已以甘城市屠漢、去月十九日觀市次出去矣。(『公州牧獄事査案』白丁女允壬初招)
- (9) 屍親白丁万斤、年二十四……白等、矣身与矣叔順已俱以屠販資生、去月十九日甘城市屠牛次出去、終日看市……(『公州牧獄事査案』白丁万斤初招)
- (10) 甘城市は公州牧の東部にあり、当時、4と9の日に市が開かれていた(『公山誌』奎章閣蔵、場市条)。
- (11) 山内民博前掲「屠牛と禁令」162～166ページ。
- (12) この査案の結論にあたる査跋部分は『平洗録』(奎章閣蔵)と題された忠清道の刑獄記録にも収録されており、そこでは「公州牧金坤五殺皮漢順已査案」と、順已を「皮漢」としている。
- (13) 看証看人金応西、年四十八……白等、矣身居翰林亭、売酒売食、而甘城市相距為十里之間也、每當市日例多商旅之來宿。故物貨商金坤五及屠漢順已亦為逐市來往。而去月十九日……至初更時、皮漢順已与金坤五偕來。(『公州牧獄事査案』金応西初招)
- (14) 本記事を収録した『詞訟録』(忠清監營)は、公州にあった忠清道の監營で接受した提訴・請願の概要と、それにたいする題(官の指示・判決)を記録したものである。1886年(高宗23)から1891年(高宗28)にかけての46冊が残っている(東京大学附属図書館〔阿川本〕および奎章閣蔵)。『詞訟録』(忠清監營)について詳しくは、山内民博「忠清監營『詞訟録』について」(『東アジア—歴史と文化—』10号、2001年)を参照されたい。

山内「19世紀朝鮮における屠漢・白丁集団の役と組織」

- (15) 一、皮漢ト金呈以、矣身皮匠挙行、而公用浩大、將至難保、処分事。 題、果如所冤、実為可憐、詳查公平以給尙事。 該監（『詞訟録』〔忠清監營・阿川本〕丙戌九月二八日）
- (16) 『賦役実総』は、1794年（正祖18）におこなわれた全国各邑の賦役に関する調査をまとめたものである。奎章閣蔵。影印本に『賦役実総』上・下（驪興出版社、1984年）がある。
- (17) 皮匠七名、每名狗皮十二令式、合八十四令。（『賦役実総』黄海道鳳山、營邑捧用秩・本郡）
- (18) 皮匠十名、每名唐鞋五部式、合五十部。（『賦役実総』黄海道松禾・營邑捧用秩・監營）
鼻鞋二十四部・狗皮二十四張、皮匠等処収捧。（『賦役実総』黄海道松禾・營邑捧用秩・本県）
- (19) 行担十二部・柳箭六部・黍皮五令・狗皮四十八令・鹿皮六令・獐皮六令・馬皮二令、以上皮匠処給価捧用。（『賦役実総』慶尚道義城・本官捧用秩）
「給価捧用」とあるので、皮匠は官から所定の対価を給されて柳器・皮物を納入したのであろう。
- (20) 柳箭二十四部、皮匠処捧用。（『賦役実総』慶尚道咸昌・本官捧用秩）
- (21) たとえば、つぎのような例である。
行担毎朔二部、差役皮匠徴納。（『（湖西）邑誌』所収「藍浦附「藍浦県事例）」
『（湖西）邑誌』は奎章閣の所蔵で、影印本に『邑誌』九（亜細亜文化社、1985年）がある。
- (22) 朝鮮前期の禾尺・白丁については、前註3の論稿を参照されたい。
- (23) 一、古里七十二部 柳器匠春秋分納。
一、柳器匠屠漢中差出、春秋古里三十六部代錢七兩二錢官納。
一、官用狗皮段黄一令一錢、雜一令五分式、柳匠処責納。
（『湖南邑誌』〔18冊本〕所収「金堤邑誌」附「金堤郡邑事例」工房）
『湖南邑誌』〔18冊本〕は奎章閣蔵で、影印に『邑誌』五（亜細亜文化社、1983年）がある。
- (24) 「無価」が明記されている例をあげておくと、19世紀の慶尚道尚州牧では「匠人」が古里（柳器の一種）と黄狗皮を「無価備納」し、馬皮と白狗皮を「給価質用」（給価捧用）していた。
一、毎朔古里六部、行担六部、外北・山東両面匠人無価備納、而自十月十二月至三朔段行担古里代毎朔黄狗皮十二張式備納事。
一、各色馬皮段内北匠人処給価質用、白狗皮段母論多寡邑内匠人等処給価質用事。（『商山邑例』奎章閣蔵。『韓国地方史資料叢書』九〔驪江出版社、1987年〕に影印されている。）
- (25) 『栄川郡各軍保戸布節目』。本節目および戸布については、金容燮「朝鮮後期ヨ 賦税制度釐正策」（同著『増補版韓国近代農業史研究』上、一潮閣、1984年）、西田信治「李朝軍役体制の解体」（『朝鮮史研究会論文集』21、1984年）が詳しい。
- (26) 若干説明をくわえれば、駅走卒は、戸布の対象に駅民がいるので、駅吏のことであろう。砲手は大元君政権期に各地に設置・強化された兵種で、納布・納錢役ではない。面主人は各面に官令を伝達する官属である。ほかもおおむね官属や特定の役の負担者であるが、忠翊衛は原従功臣子孫が所属した衛のことで、一定の条件で役負担が免除されていたようである。
- (27) 才人とは雑技をおこなう芸能民のことであり（浜中昇前掲「高麗末期・朝鮮初期の禾尺・才人」57～63ページ）。
- (28) 『（湖西）邑誌』所収「保寧県邑誌」附「邑事例」兵房。
- (29) 山内民博前掲「屠牛と禁令」162～166ページ。
- (30) 山内民博前掲「屠牛と禁令」166～170ページ。
- (31) 『慶尚監營啓録』第七冊、奎章閣蔵。「永川囚白丁正大手打白丁末宗第三日致死、壬申二月初八日囚、刑四十九次」ではじまる記録で、以下、仮に「永川白丁正大獄案」と称する。『慶尚監營啓録』は慶尚道の観察使から国王への啓文の謄録である。なお、同史料を脱草・収録した『各司謄録』一一（国史編纂委員会、1984年）では、年代順に並んでいない冊順を変更して、この第七冊を第二冊としている。
- (32) 此獄段、死身・犯隻俱是屠漢、隣保・証佐皆其同類。（「永川白丁正大獄案」覆検官慶山県令李憲昭跋辞）
- (33) 発告屍親白丁女月切、年四十、招内、正大以官納収捧該匠、馬皮代錢科外加排、且官納狗皮自官特減、而依旧排捧、故矣夫以此詰責……（「永川白丁正大獄案」発告屍親白丁女月切招）

- (34) 発告屍親白丁春億、年二十三、招内、矣等官納狗皮中七十張自官特減、而正大全減於渠之所納、不為均減於矣等、故矣父有所言責矣。……（「永川白丁正大獄案」発告屍親白丁春億招）
- (35) 正犯白丁正大、年五十九、招内、矣等當納馬皮代錢春等条七兩五錢、前已收納于該掌矣、追後該掌言内、今年則二兩加納當門是如有、所責捧、故排收捧次、今初六日往末宗家督納……（「永川白丁正大獄案」正犯白丁正大招）
- (36) 干犯白丁先祿、年二十一、招内、矣叔正大、今年當納收納該匠举行是乎所、當納馬皮代錢春等則七兩五錢、自是応例、而今年則自該所二兩錢加數責納、故矣叔替納二兩錢、更為分排各名次、今初六日夕、往言于末宗……（「永川白丁正大獄案」干犯白丁先祿招）
- (37) 行担九十六部、營下柳器匠四名【每朔八部、無価税納矣。辛未秋因其矣等訴、以每朔四部來納事、定式。閏亦來納】。（『完營各庫事例』工庫条）
- (38) 營納の馬皮としては、慶尚道慈仁県に「馬皮二十令」が慶尚監營への上納分として課されている（『賦役実総』慶尚道慈仁県、各營上納秩・監營）。
- (39) 「永川白丁正大獄案」初檢官永川前郡守李建杖跋辞。
- (40) 生狗一首従時価、猪肉一斤価一錢五分、白丁等牌質納。（『湖南邑誌』所收「開国五百四年三月日沃溝県」官庁）
- (41) 『公州牧獄事査案』は「公州牧南部面皮村白丁順已被触於金坤五烟竹之尖第三日致死獄査案」という査案名ではじまっている。
- (42) 京都大学総合博物館蔵。
- (43) 今初八日、聞白丁村喧聒之声。（「永川白丁正大獄案」校村洞任良人趙八ト招）
- (44) 偕行、未幾所謂皮漢金得率徒党数十名、欲縛矣身、而万春母子使之救解、則金得以杖打万春曰、爾不復殺父之讎、吾当打殺汝云、則万春始請縛矣身、故諸白丁一齊緊縛矣身、曳入于停屍処、無数乱打、幾至死境。矣妻白活于右營、發送校率禁止、故保有今日之命。（『公州牧獄事査案』金坤五初招）
- (45) 姜万吉『朝鮮時代商工業史研究』（ハンギル社、1984年）、宋賛植『李朝後期手工業에 관한 研究』（ソウル大学校出版部、1973年）、李憲昶『韓国經濟通史』（須川英徳・六反田豊監訳、法政大学出版局、2004年）204～213ページ。
- (46) 山内民博前掲「건양·광무기 僧籍과 屠漢籍의 성격（建陽・光武期僧籍と屠漢籍の性格）」。